

令和3年6月15日

議会運営委員 各位

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について（請願書の押印関係）

飯田市議会議員 清水 勇

1 改正の理由

デジタル化政策の一環として、これまでも行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、飯田市議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当である。

この様な観点から、飯田市議会会議規則の見直しを行い、請願者に対し提出時に求めている署名押印を、署名又は記名押印に改める改正を行う。また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行う。

2 改正の考え方

飯田市議会会議規則第132条第2項では、従来から請願紹介議員に署名又は記名押印を求めていることを踏まえた改正である。

加えて、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり問題が多いことも、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととした理由である。

新	旧
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第132条 <u>請願者は、請願書に邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合には所在地及びその名称）を記載し、並びに氏名（法人の場合には代表者の氏名）を署名し、又は記名押印しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第132条 <u>請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し並びに請願者が押印をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

(議案文例)

発議第__号

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

令和__年__月__日提出

提出者 飯田市議会議員

〇〇 〇〇
〇〇 〇〇

記

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則 (案)

飯田市議会会議規則 (昭和54年飯田市議会規則第1号) の一部を次のように改正する。

第132条第1項中「請願書には、」を「請願者は、請願書に」に、「並びに請願者の」を「及び請願者の」に、「及び」を「(法人の場合には所在地及びその名称) を記載し、並びに」に、「その名称及び」を削り、「記載し並びに請願者が押印」を「署名し、又は記名押印」に改め、同条第2項中「請願を」を「前項の規定による請願を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(新旧対照表)

飯田市議会会議規則新旧対照表 (最終 平成30年12月18日飯田市議会規則第4号)

改正後 (案)	現行
(請願書の記載事項等) 第132条 <u>請願者は、請願書に邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所 (法人の場合には所在地及びその名称) を記載し、並びに氏名 (法人の場合には代表者の氏名) を署名し、又は記名押印しなければならない。</u> 2 <u>前項の規定による請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u> 3 (略) 4 (略)	(請願書の記載事項等) 第132条 <u>請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名 (法人の場合にはその名称及び代表者の氏名) を記載し並びに請願者が押印をしなければならない。</u> 2 <u>請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u> 3 (略) 4 (略)